

いのち支える

第2次平川市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない平川市を目指して～

令和6年3月

平 川 市

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺は「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、国の自殺者数は、3万人台から2万人台へ減少し着実な成果をあげてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年には11年ぶりに前年の自殺者数を上回り、依然として予断を許さない状況が続いています。



本市においては、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、平川市自殺対策計画を策定し、生きることの包括的な支援として自殺対策に取り組んだ結果、自殺者数は平成25年をピークに減少し続け、平成30年には国や県の自殺死亡率より低くなったものの、近年は横ばい傾向にあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景にはこころの問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因が複雑に関係しているといわれています。そのため自殺対策は、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守り、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現することが求められています。

第2次平川市自殺対策計画は、令和4年度に改定された自殺総合対策大綱に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない平川市」の実現を目指し、これまで実施してきた重点政策に「子ども・若者対策」、「女性対策」を新たに加え、より総合的かつ、実行性のあるものとして策定いたしました。本計画をもとに、一人でも多くの尊い命が救われ、市民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らすことができるよう自殺対策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました平川市健康づくり推進協議会の委員の皆様、並びに、市民の皆様に感謝申し上げます。

令和6年3月

平川市長 長尾忠行

目次

第1章 計画策定の趣旨等

1	計画改定の背景と趣旨	・ ・ ・ ・ 1
2	計画の位置付け	・ ・ ・ ・ 2
3	計画の期間	・ ・ ・ ・ 2
4	SDGs（持続可能な開発目標）との関連	・ ・ ・ ・ 3
5	基本理念	・ ・ ・ ・ 4
6	計画の数値目標	・ ・ ・ ・ 5
7	第1次計画の評価	・ ・ ・ ・ 6

第2章 平川市の自殺の現状

1	自殺に関する統計	・ ・ ・ ・ 7
2	近年の自殺の状況	・ ・ ・ ・ 8
	（1）自殺者数と自殺死亡率の推移	・ ・ ・ ・ 8
	（2）男女別の自殺者割合の推移	・ ・ ・ ・ 8
	（3）年代別に見た死因順位（令和2年全国値）	・ ・ ・ ・ 9
	（4）原因と動機別（平成30年～令和4年合計）	・ ・ ・ ・ 9
3	地域自殺実態プロファイル（2022）による分析	・ ・ ・ ・ 10
	（1）自殺者の年齢構成割合	・ ・ ・ ・ 10
	（2）性別・年代別の自殺死亡率	・ ・ ・ ・ 11
	（3）職業の有無別の割合	・ ・ ・ ・ 12
	（4）勤労・経営関連	・ ・ ・ ・ 12
	（5）高齢者関連	・ ・ ・ ・ 13
	（6）地域自殺実態プロファイル（2022）から見た平川市の自殺の特徴	・ ・ ・ ・ 14
	（7）地域自殺実態プロファイル（2022）から推奨される対策	・ ・ ・ ・ 14

第3章 これまでの取組と今後の対策

1	これまでの取組	・ ・ ・ ・ 15
---	---------	------------

2 課題と対策	・ ・ ・ ・ 16
(1) 全国の課題と対策（自殺総合対策大綱より）	・ ・ ・ ・ 16
(2) 平川市の課題と対策	・ ・ ・ ・ 16

第4章 自殺対策における取組

1 基本方針	・ ・ ・ ・ 18
(1) 生きることの包括的な支援として推進する	・ ・ ・ ・ 18
(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	・ ・ ・ ・ 18
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる	・ ・ ・ ・ 19
(4) 実践と啓発を両輪として推進する	・ ・ ・ ・ 19
(5) 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する	・ ・ ・ ・ 20
(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する	・ ・ ・ ・ 20
2 施策体系	・ ・ ・ ・ 21
(1) 基本施策	・ ・ ・ ・ 21
(2) 重点施策	・ ・ ・ ・ 21
3 基本施策	・ ・ ・ ・ 22
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	・ ・ ・ ・ 22
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	・ ・ ・ ・ 23
基本施策3 市民への啓発と周知	・ ・ ・ ・ 24
(1) リーフレット等による啓発と相談窓口の周知	・ ・ ・ ・ 24
(2) 講演会・イベントの開催	・ ・ ・ ・ 25
(3) 広報紙等を活用した啓発活動	・ ・ ・ ・ 25
基本施策4 生きることの促進要因への支援	・ ・ ・ ・ 25
(1) 相談・支援体制の充実	・ ・ ・ ・ 26
(2) こころの健康づくりの推進	・ ・ ・ ・ 29
(3) 居場所づくりの推進	・ ・ ・ ・ 29
基本施策5 自死遺族等への支援の充実	・ ・ ・ ・ 30
基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	・ ・ ・ ・ 31
(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	・ ・ ・ ・ 31
(2) 教職員や保護者に対するSOSの受け止め方教育	・ ・ ・ ・ 32
4 重点施策	・ ・ ・ ・ 33
重点施策1 高齢者対策	・ ・ ・ ・ 33
(1) 地域包括ケアシステムの構築・推進	・ ・ ・ ・ 33

(2) 相談・支援体制の充実	・ ・ ・ ・ 34
(3) 高齢者の孤独・孤立を防ぐための居場所づくりと社会参画の推進	・ ・ ・ ・ 35
重点施策2 勤務・経営対策	・ ・ ・ ・ 36
(1) 勤務問題に対する相談体制の強化	・ ・ ・ ・ 36
(2) 労働者や家族に対する心身の健康づくりの推進	・ ・ ・ ・ 36
重点施策3 生活困窮者対策	・ ・ ・ ・ 37
(1) 相談窓口の充実	・ ・ ・ ・ 37
(2) 生活支援の充実	・ ・ ・ ・ 38
重点施策4 子ども・若者対策	・ ・ ・ ・ 39
(1) 相談窓口の周知と相談体制の強化	・ ・ ・ ・ 39
(2) 正しい知識の普及啓発	・ ・ ・ ・ 40
重点施策5 女性への対策	・ ・ ・ ・ 41
(1) 妊産婦への支援の充実	・ ・ ・ ・ 41
(2) 困難な問題を抱える女性への支援	・ ・ ・ ・ 43

第5章 計画の推進体制

1 自殺対策の推進体制	・ ・ ・ ・ 44
(1) 平川市自殺対策推進本部の体制	・ ・ ・ ・ 44
(2) 平川市自殺対策ネットワーク会議の体制	・ ・ ・ ・ 45
(3) 各団体との関わり	・ ・ ・ ・ 46
2 計画の進捗管理	・ ・ ・ ・ 46

資 料

1 平川市自殺対策推進本部設置要綱	・ ・ ・ ・ 48
2 平川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱	・ ・ ・ ・ 50
3 平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例	・ ・ ・ ・ 52
4 平川市健康づくり推進協議会規則	・ ・ ・ ・ 55

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画改定の背景と趣旨

日本の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年に当たる平成28年に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマム^{※1}として、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生の自殺者数は過去最多、令和4年は男性の自殺者数も13年ぶりに増加しました。

また、日本の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、依然としてG7諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

平川市では、平成20年度に発表された標準化死亡比において、男性が全国市の部においてワースト1位という結果を受け、平成21年11月に市内に「自殺予防ネットワーク会議」を立ち上げ、ネットワークの構築を図るとともに、相談支援体制の強化に取り組み、近隣市町村に先駆けて自殺対策事業を実施してきました。また、平成27年10月25日に施行した「平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例」において、「心の健康づくり」を重点的な施策として掲げ、平成30年度には「平川市自殺対策計画」を策定し自殺対策を推進してきました。

平成30年度に策定した第1次計画の最終年度に当たり、令和4年に改定された国の「自殺総合対策大綱」に基づき、効果的な自殺対策を推進するために「第2次平川市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない平川市」の実現を目指します。

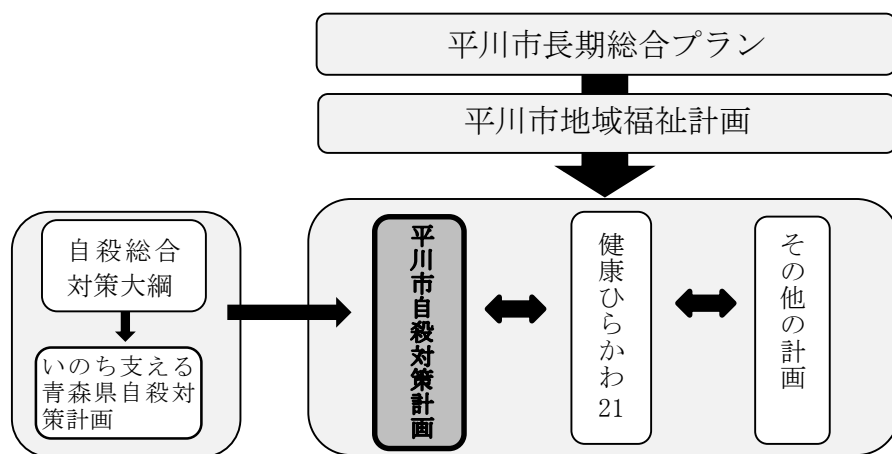
※1 ナショナルミニマムとは

国が憲法25条に基づき全国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準のことです。

2 計画の位置付け

本計画は、国の定める「自殺総合対策大綱」（令和4年10月改定）の趣旨を踏まえた自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」であり、平川市の上位計画となる「平川市長期総合プラン」及び「平川市地域福祉計画」における自殺対策を進めるための具体的な計画となります。

また、関連性のある「健康ひらかわ21」などの計画と十分な整合性を図るものとします。



3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、国や県の施策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
国	自殺総合対策大綱 (平成29年7月閣議決定)			自殺総合対策大綱 (令和4年10月閣議決定)								
県	第1期いのち支える青森県自殺対策計画 (平成30年度～令和5年度)					第2期いのち支える青森県自殺対策計画 (令和6年度～令和11年度)						
市	第2次平川市長期総合プラン								次期			
	第3次地域福祉計画					第4次地域福祉計画						
	第2次健康ひらかわ21					第3次健康ひらかわ21						
	第1次自殺対策計画					第2次自殺対策計画						

4 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（エス・ディ・ジーズ Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す国際社会共通の目標です。2030年を達成年限とし17の目標と169のターゲットから構成されています。自殺対策は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、生きることの包括的な支援として、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置付けます。

平川市では、「第2次平川市長期総合プラン」において、SDGsの視点を取り入れ、各施策を推進しております。

本計画においてはSDGsの目標のうち、特に関連性のある「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を念頭に、目標の達成を目指します。



【SDGsの17の目標】

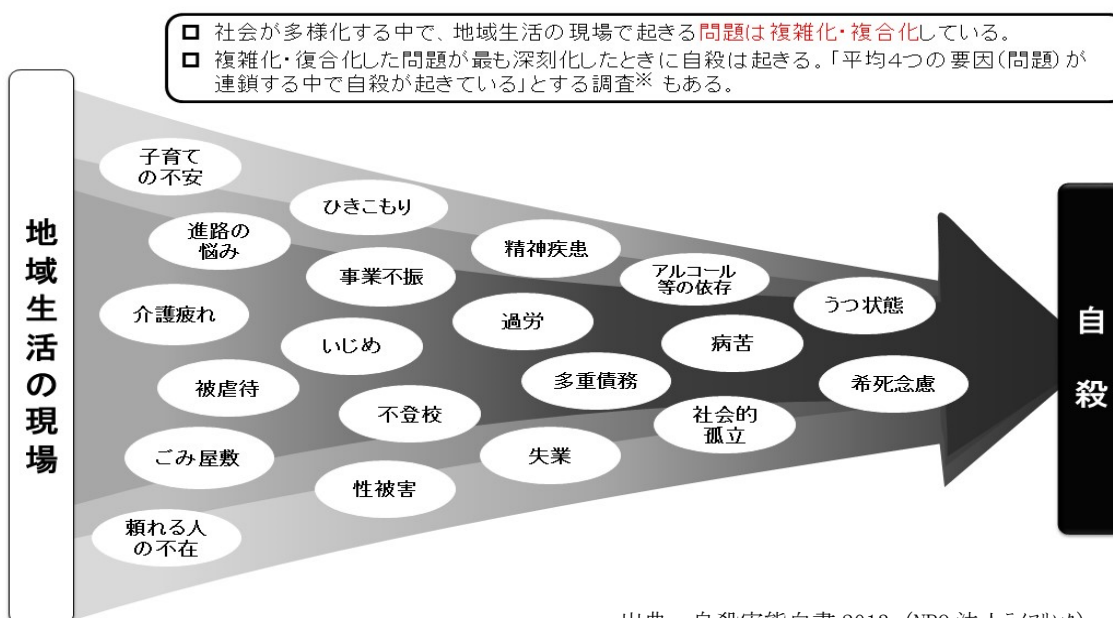
5 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。(図1)

自殺対策基本法では、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」と掲げており、第2条では、基本理念として、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施される必要があることが示されています。

このことから、「生きることの包括的な支援」として、誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられることを目的とし、全ての市民がかけがえのない個人として尊重される平川市となるよう、「誰も自殺に追い込まれることのない平川市」の実現を目指します。

図1 様々な要因が複合化し、自殺へと至るイメージ図

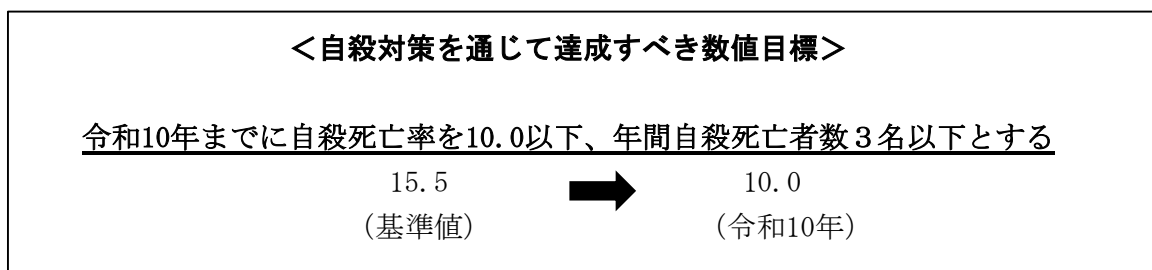


出典：自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク)

6 計画の数値目標

国では、平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに、自殺死亡率^{※2}を13.0以下にすることを目標として定め、令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においても、引き続き同じ目標としています。また、県においては、第1期計画の減少ペースを踏襲し令和11年までに、12.8以下にすることを目標としています。

こうした国や県の方針を踏まえ、平川市においては、直近3年間（令和元年から令和3年まで）の平均自殺死亡率（14.2）が、国（16.2）や県（19.9）より低いことから令和10年までの自殺死亡率を10.0以下、年間自殺者数3名以下とすることを目指します。



自殺死亡率	基準値	目標値		参考値 (令和元年~令和3年の平均自殺死亡率)
		令和8年	令和10年	
国	18.5 (平成27年)	13.0以下	/	16.2
県	21.0 (平成28年)	14.7以下	12.8以下 (令和11年までに)	19.9
市	15.5 (平成29年~令和3年の5年平均)	/	10.0以下 (令和6年~令和8年の3年平均で評価)	14.2

注) 平川市の自殺死亡率は、年により増減が著しいため、基準値は直近5年間（平成29年から令和3年まで）の平均自殺死亡率、評価は計画期間において把握できる直近3年間（令和6年から令和8年まで）の平均自殺死亡率を用います。

※2 自殺死亡率とは

人口10万人当たりの自殺者数を示す数値です。

7 第1次計画の評価

第1次自殺対策計画（平成31年度から令和5年度まで）における年間の自殺死亡率の推移は、以下のとおりです。目標値（16.6）よりも低い年が多く、直近の令和元年から令和3年までの平均自殺死亡率は14.2と目標値より低いことから、目標は概ね達成できたと考えます。

【平川市の自殺死亡率の目標設定と自殺死亡率の推移】

	基準値	目標	実績				
	平成29年	令和5年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
自殺死亡率	28.7	16.6	28.7	6.4	19.5	9.8	13.2
人数	9人	5人以下	9人	2人	6人	3人	4人

注) 直近3年間（令和元年から令和3年まで）の平均自殺死亡率は14.2

（参考）国、県の自殺死亡率目標の設定と自殺死亡率の推移

	基準値	目標	実績				
			平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
国	18.5 (平成27年)	13.0以下 (令和8年)	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5
県	21.0 (平成28年)	16.6 (令和5年)	20.8	20.6	16.9	19.3	23.4

注) 直近3年間（令和元年から令和3年まで）の平均自殺死亡率は、国が16.2、県が19.9

第2章 平川市の自殺の現状

1 自殺に関する統計

自殺に関する統計データには厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の自殺統計原票を集計した「自殺統計」の2種類があります。

2つの統計には、調査対象、調査時点、計上地点に関して次のような違いがあります。

区分	人口動態統計（厚生労働省）	自殺統計（警察庁）
対象者	日本における日本人のみ	日本における日本人及び日本における外国人
調査時点	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は、原因不明の死亡等で処理され、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上	捜査等により自殺であると判明した時点で計上
計上地点	住所地に計上	発見地に計上

本計画の自殺の統計資料は、厚生労働省の「人口動態統計」、警察庁の「自殺統計」及び国が指定する「いのち支える自殺総合対策推進センター」が、全国の自治体の「地域自殺対策計画」の策定を支援するための参考資料として作成した「地域自殺実態プロファイル^{※3}」を使用しています。計画の目標値については「人口動態統計」の数値を用いています。

※3 地域自殺実態プロファイルとは

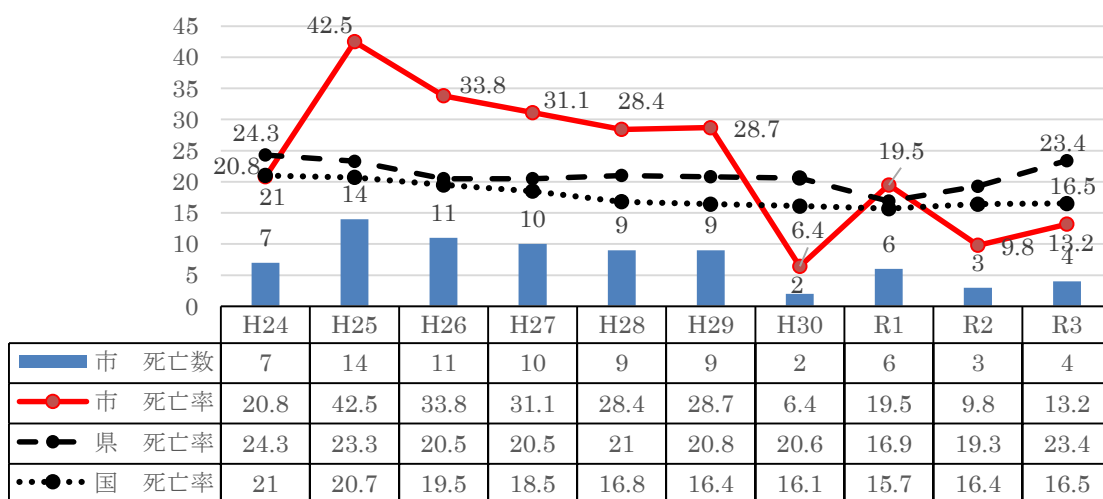
国が指定する「いのち支える自殺総合対策推進センター」では、市町村が地域の自殺の実態を把握し、それに応じた自殺対策を講じることを支援するため、全ての都道府県及び市町村の最近5年間の自殺の状況と特徴を分析した「地域自殺実態プロファイル」を作成し、各自治体に提供しています。

2 近年の自殺の状況

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

自殺死亡率は平成30年に大きく減少しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

平川市の自殺死亡率は、平成25年の42.5をピークに減少し、令和3年の市の自殺死亡率は13.2となっており、全国16.5、県23.4より低くなっています。自殺者数は、平成25年の14人をピークに減少を続け、直近5年間平均では約5人となっています。

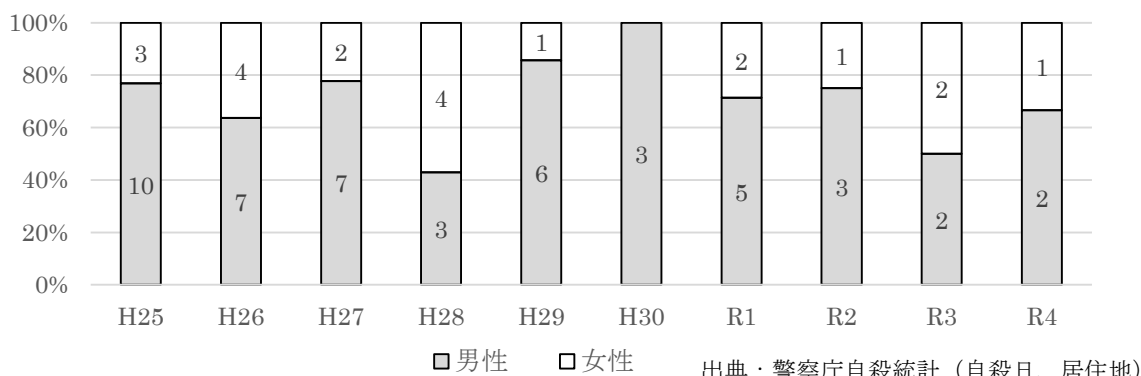


出典：厚生労働省人口動態統計

(2) 男女別の自殺者割合の推移

男性の自殺者割合が高くなっています。(平成30年～令和4年平均 男女比約7：3)

国や県と同様、男性の自殺割合が依然として高い状況が続いています。



(3) 年代別に見た死因順位（令和2年全国値）

男女とも10歳から34歳までの死因の第1位は自殺です。

年齢階級別に令和2年の全国の死亡順位を見ると、男性は10歳から44歳まで、女性は10歳から34歳までの死因の第1位が自殺であり、若い世代の自殺が多くなっています。

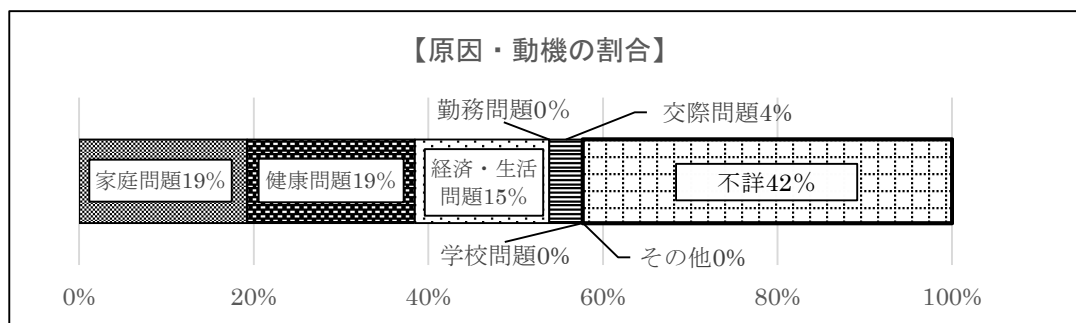
	男性（全国）			女性（全国）		
	第1位	第2位	第3位	第1位	第2位	第3位
10～14歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	自殺	悪性新生物	不慮の事故
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20～24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25～29歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	自殺	悪性新生物	不慮の事故
30～34歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	自殺	悪性新生物	不慮の事故
35～39歳	自殺	悪性新生物	心疾患	悪性新生物	自殺	心疾患・脳血管疾患
40～44歳	自殺	悪性新生物	心疾患	悪性新生物	自殺	心疾患
45～49歳	悪性新生物	心疾患	自殺	悪性新生物	自殺	脳血管疾患
50～54歳	悪性新生物	心疾患	自殺	悪性新生物	脳血管疾患	自殺
55～59歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患
60～64歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患

出典：「令和4年度版自殺対策白書」厚生労働省

(4) 原因と動機別（平成30年～令和4年合計）

「家庭問題（19%）」と「健康問題（19%）」が多くなっています。

自殺の原因・動機別の割合は、「不詳」を除くと、「家庭問題」と「健康問題」がともに19%と最も多く、次いで「経済・生活問題」が15%と多くなっています。



出典：警察庁自殺統計（自殺日、居住地）

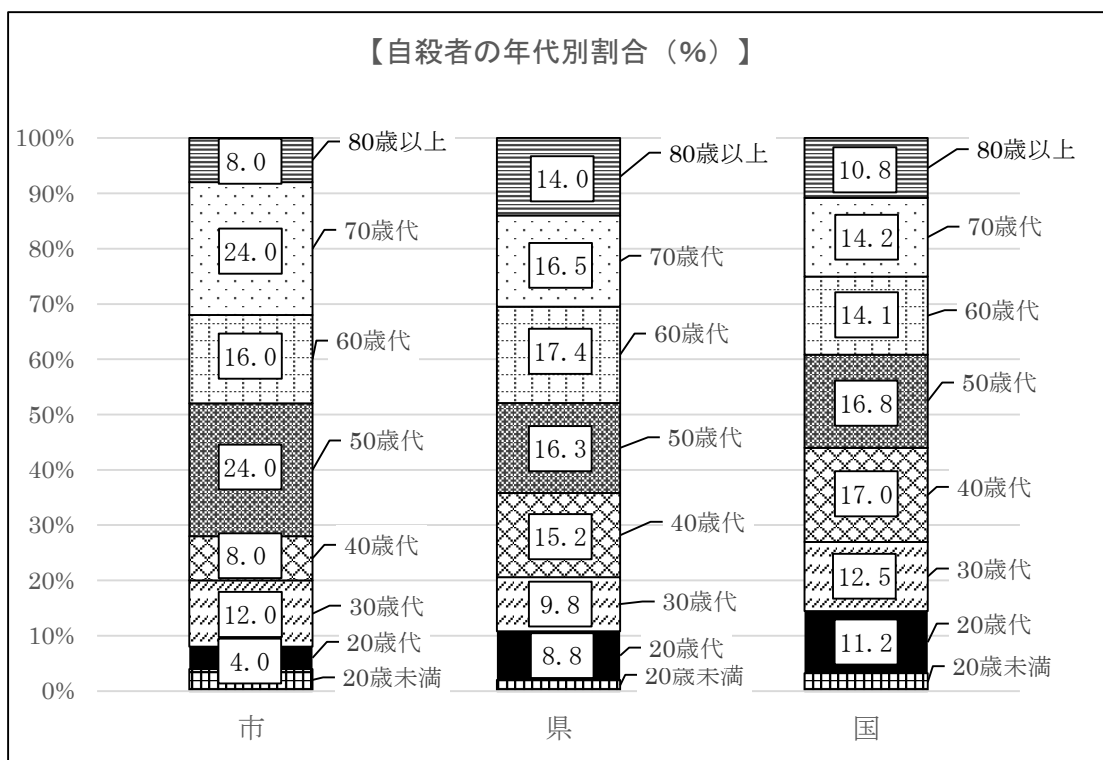
3 地域自殺実態プロフィール（2022）による分析

平成29年から令和3年までの5年間の地域自殺実態プロフィールから見た平川市の実態は次のとおりです。

（1）自殺者の年齢構成割合

年代別では50歳代と70歳代の自殺者数が多くなっています。

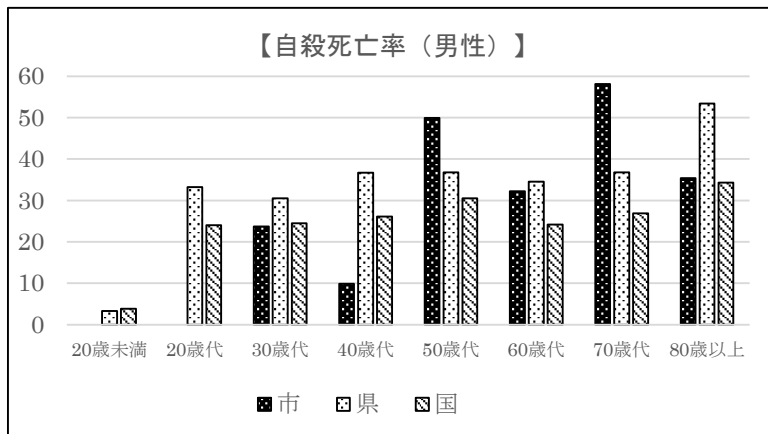
自殺者の年齢構成割合を見ると、50歳代及び70歳代が24%と最も多く、次いで60歳代が16%、30歳代が12%となっており、全国及び県と比べて中高年の自殺者数が多くなっています。



(2) 性別・年代別の自殺死亡率

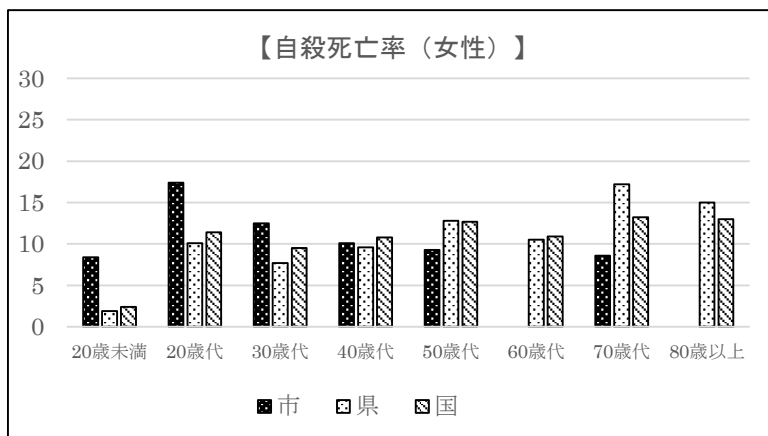
男性は50歳代以上、女性は30歳代以下の自殺死亡率が高くなっています。

男性においては、50歳代及び70歳代が全国値よりも高くなっています。また、女性では30歳代以下の自殺死亡率が全国及び県よりも高くなっています。



【男性の自殺死亡率】

	市	県	国
20歳未満	0	3.3	3.8
20歳代	0	33.2	24.0
30歳代	23.7	30.5	24.5
40歳代	9.9	36.7	26.1
50歳代	49.9	36.8	30.5
60歳代	32.2	34.5	24.2
70歳代	58.1	36.8	26.9
80歳以上	35.4	53.4	34.3



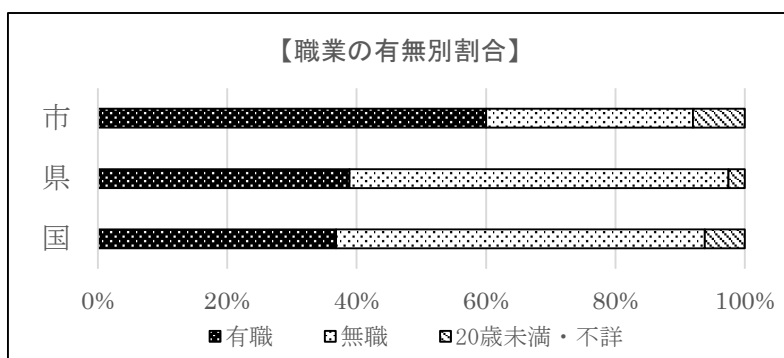
【女性の自殺死亡率】

	市	県	国
20歳未満	8.4	1.9	2.4
20歳代	17.4	10.1	11.4
30歳代	12.5	7.7	9.5
40歳代	10.1	9.6	10.8
50歳代	9.3	12.8	12.7
60歳代	0	10.5	10.9
70歳代	8.6	17.2	13.2
80歳以上	0	15.0	13.0

(3) 職業の有無別の割合

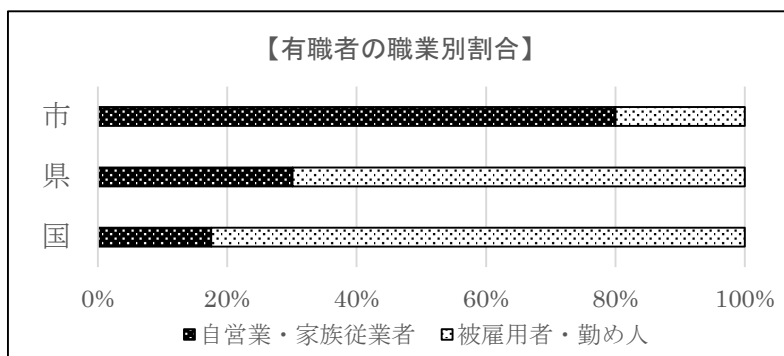
全国及び県では無職者の自殺割合が高いのに対し、平川市は有職者（自営業・家族従業者）の自殺割合が高くなっています。

全国及び県では、無職者の自殺割合が約60%と高いのに対し、平川市では、有職者が60%、無職者が32%でした。また、有職者の職業別では、国及び県では被雇用者・勤め人が約70%以上であるのに対し、平川市では20%で、自営業・家族従業者の自殺割合が80%と非常に高く、国及び県と逆の割合となっています。



【職業の有無別割合 (%)】

	市	県	国
有職	60.0	38.9	36.8
無職	32.0	58.6	57.0
20歳未満・不詳	8.0	2.5	6.2



【有職者の職業別割合 (%)】

	市	県	国
自営業・家族従業者	80.0	30.1	17.5
被雇用者・勤め人	20.0	69.9	82.5

(4) 勤務・経営関連

市内の事業所の約97%は50人未満の小規模事業所です。労働者数50人未満の小規模事業所に対しては、地域産業保健センター等による面接指導や健康相談等の支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関連機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれています。

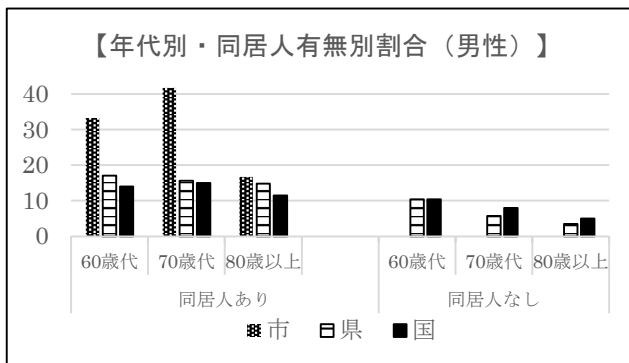
【事業所規模別割合 (%)】

従業員数	事業所		従業者の割合
	数	割合	
19人以下	989	90.0	41.4
20～49人	74	6.7	20.4
50人以上	32	2.9	38.2
出向・派遣のみ	4	0.4	0
計	1,099	100	100

(5) 高齢者関連

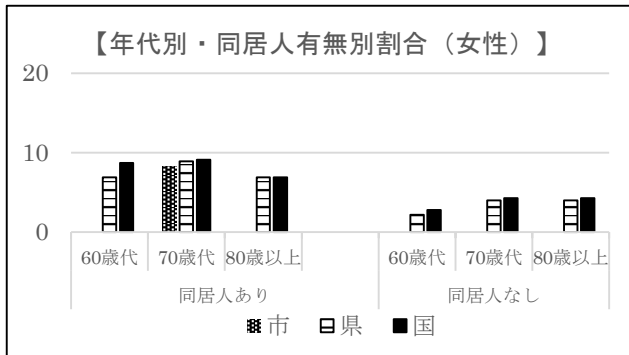
同居人のいる60歳代、70歳代の男性の自殺者割合が高くなっています。

高齢者（60歳以上）の自殺者割合は、同居人のいる男性に多く、特に60歳代、70歳代が国及び県の割合より大きく上回っています。それ以外の年代については、性別、同居人の有無に関わらず、国及び県とほぼ同数の割合になっています。



【男性の同居人有無別、自殺者割合（%）】

	同居人あり			同居人なし		
	市	県	国	市	県	国
60歳代	33.3	17.1	14.0	0	10.4	10.4
70歳代	41.7	15.6	15.0	0	5.7	8.0
80歳以上	16.7	14.8	11.5	0	3.5	5.0



【女性の同居人有無別、自殺者割合（%）】

	同居人あり			同居人なし		
	市	県	国	市	県	国
60歳代	0	6.9	8.7	0	2.2	2.8
70歳代	8.3	8.9	9.1	0	4.0	4.3
80歳以上	0	6.9	6.9	0	4.0	4.3

(6) 地域自殺実態プロフィール(2022)から見た平川市の自殺の特徴

平川市の5年間の自殺者の生活状況により区分けして比較すると、自殺者が最も多い区分は、「60歳以上の男性で同居者がいる有職者」です。次に「60歳以上の男性で同居者がいる無職者」、そして「40～59歳の男性で同居者がいる有職者」となっています。

自殺者の特性 上位5区分		自殺者数 (平成29年～ 令和3年)	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性60歳以上 有職同居	8人	32.0%	66.4	①【労働者】身体疾患+介護疲れ →アルコール依存→うつ状態→ 自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+ 介護疲れ→うつ状態→自殺
2位	男性60歳以上 無職同居	3人	12.0%	26.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩 み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位	男性40～59歳 有職同居	3人	12.0%	18.6	配置転換→過労→職場の人間関 係の悩み+仕事の失敗→うつ状 態→自殺
4位	男性40～59歳 無職同居	2人	8.0%	101.6	失業→生活苦→借金+家族間の 不和→うつ状態→自殺
5位	男性40～59歳 有職独居	1人	4.0%	115.9	配置転換→過労+仕事の失敗→ うつ状態+アルコール依存→自 殺

注)「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)を参考に
にしたもので、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載
の経路が唯一のものではありません。

(7) 地域自殺実態プロフィール(2022)から推奨される対策

地域自殺実態プロフィールに示された「重点施策」は、以下の通りです。

- ▶ 高齢者対策
- ▶ 勤務・経営対策
- ▶ 生活困窮者対策

第3章 これまでの取組と今後の対策

1 これまでの取組

平川市では、平成20年に発表された男性の標準化死亡比^{※4}が全国市の部においてワースト1位となり、自殺対策への取組を強く求められていました。

平成20年度から青森県立保健大学の協力のもと、うつ病スクリーニング事業^{※5}を実施しました。また、平成21年度には、自殺対策強化にあたり関連する窓口職員の連携強化及び相談窓口体制の構築のため、「自殺予防ネットワーク会議」を設置し、庁内各部署で相談窓口体制の充実を図ってきました。以下は自殺予防に向けた取組状況です。

(1) 相談事業

- ア 総合相談（平成22年度～）
- イ こころの相談（令和2年度～）
- ウ 傾聴サロン事業（平成25年度～）

(2) 若年層対策事業

- ア 成人式PR事業

(3) 人材養成事業

- ア 傾聴ボランティアフォローアップ事業（平成25年度～）
- イ ゲートキーパー研修事業（平成27年度～）
- ウ 傾聴ボランティア養成講座（平成20年度～）

(4) 普及啓発事業

- ア 自殺予防週間・自殺対策強化月間PR及びリーフレット配布
- イ 自殺予防普及啓発講演会（平成22年度～）
- ウ うつ病スクリーニング事業（平成20年度～）
- エ 産後うつ病スクリーニング事業（平成20年度～）

※4 標準化死亡比とは

年齢構成の異なる集団で、対象となる集団の死亡が、基準となる死亡と比べてどのくらい比率が高いかを示す指標で、全国を100としています。

※5 うつ病スクリーニング事業とは

対象者に「こころの健康度自己評価票」を配布・回収し、判定結果を通知。陽性者に保健師等が訪問または電話で状況確認し、抑うつ状態や自殺念慮が疑われる方には、対面相談等を実施し、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行います。

2 課題と対策

(1) 全国の課題と対策（自殺総合対策大綱より）

自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となったものの、次のような課題を踏まえ、新たな大綱で対策が出されました。

課 題	対 策
①自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しています。(G7諸国の中で最も高い) ②中高年男性の自殺者数が大きな割合を占める状態は続いているが、女性は2年連続増加しています。 ③小中高生の自殺者数は過去最多を更新しています。	①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化 ②女性に対する支援の強化 ③地域自殺対策の取組強化 ④総合的な自殺対策の更なる推進・強化

(2) 平川市の課題と対策

平川市の自殺者数は減少傾向にありますが、次のような課題を踏まえ、本計画に反映させます。

課 題
①自殺死亡率は年々減少傾向にあるものの、近年は横ばい傾向にあります。 ②男女別の自殺者割合では男性が7割と依然として高く、その中でも特に、男性の50歳代と70歳代が全国値よりも高くなっています。(勤務・経営対策) ③女性は30歳代以下の自殺死亡率が、全国値よりも高くなっています。(女性対策) ④小中高生の自殺者数が全国的に増加しており、平川市においても近い将来増えてくる可能性があります。全国値では男女とも10歳から34歳までの死因の第1位は「自殺」です。(子ども・若者対策) ⑤高齢者(60歳以上)の自殺者割合は同居人のいる男性に多く、特に60歳代、70歳代が国及び県の割合より大きく上回っています。(高齢者対策) ⑥職業の有無別では、国及び県では無職者の自殺割合が高いのに対し、平川市では有職者の自殺割合が高くなっています。有職の内訳では、国及び県では「被雇用者・勤め人」の自殺者割合が約7～8割であるのに対し、平川市は「自営業・家族従業者」の雇用形態の自殺割合が8割と高くなっています。(勤務・経営対策) ⑦地域自殺実態プロファイルから見た平川市の自殺の特徴では、自殺者が最も多い区分は「60歳以上の男性で同居人のいる有職者」で、自殺者の32%を占めています。また、平川市の重点対策として「高齢者」「勤務・経営」「生活困窮者」があげられています。

対 策

①高齢者対策（重点施策1）

平成29年から令和3年までの5年間における平川市の自殺者のうち、48%が60歳以上の方であり、全国の自殺死亡率よりも高くなっています。高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要になります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤独・孤立に陥りやすいことから地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業の展開や、高齢者の孤独・孤立を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といった社会的なネットワークの醸成を促進する施策を推進します。

②勤務・経営対策（重点施策2）

平成29年から令和3年までの5年間における平川市の自殺者のうち、60%が有職者であり、有職者の内訳としては「自営業・家族従業者」が80%を占めています。市内にある事業所の約97%は50人未満の小規模事業所であり、小規模事業所に対しては、地域産業保健センター等による面接指導や健康相談等の支援が行われています。平川市においては平成20年度より、30歳から70歳までに対し自殺予防のアプローチとなるうつ病スクリーニング事業を実施しています。勤務、経営対策については、借金などの法律的な問題が絡むことから、専門家からの支援の充実を図ります。

③生活困窮者対策（重点施策3）

平成30年から令和4年までの5年間における平川市の自殺者のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者は約15%となっています。生活困窮者は様々な病気、障害、介護問題や多重債務等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えています。こうした課題を抱える生活困窮者は、自殺リスクが高いことを認識した上で、自殺に至らないように、自立支援と連動させた効果的な対策を推進します。

④子ども・若者対策（重点施策4）【新】

国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となりました。若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策を推進する必要があります。

⑤女性への対策（重点施策5）【新】

国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和2年から2年連続で増加しました。女性の自殺の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済問題や勤務問題、DV被害、予期せぬ妊娠、育児・介護疲れなど多様な問題を複合的に抱えているといわれています。平川市においても、30歳代以下の自殺死亡率が全国値よりも高いため、妊産婦支援を始め、女性特有の支援も踏まえて対策を講じていく必要があります。

第4章 自殺対策における取組

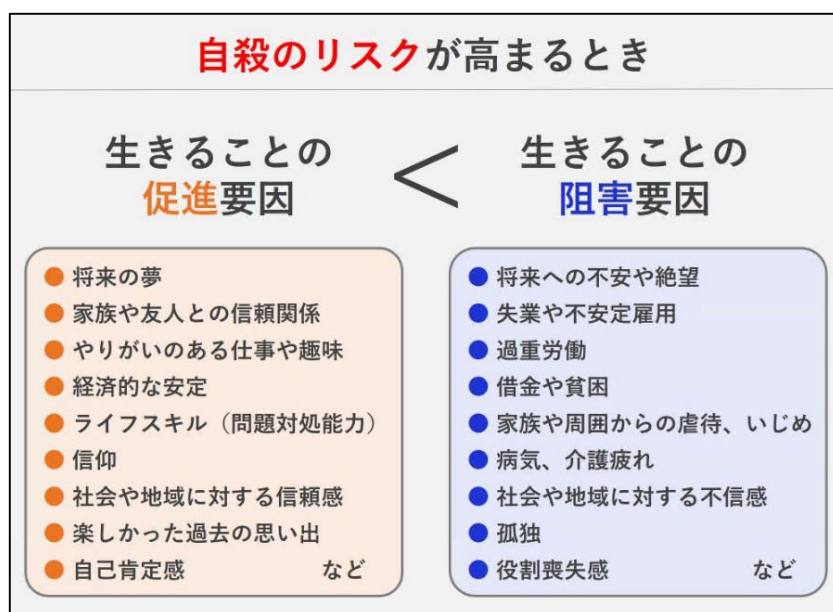
1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平川市では以下の6つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人または地域においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺のリスクは高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組の全てをもって、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



出典：いのち支える自殺対策推進センター

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

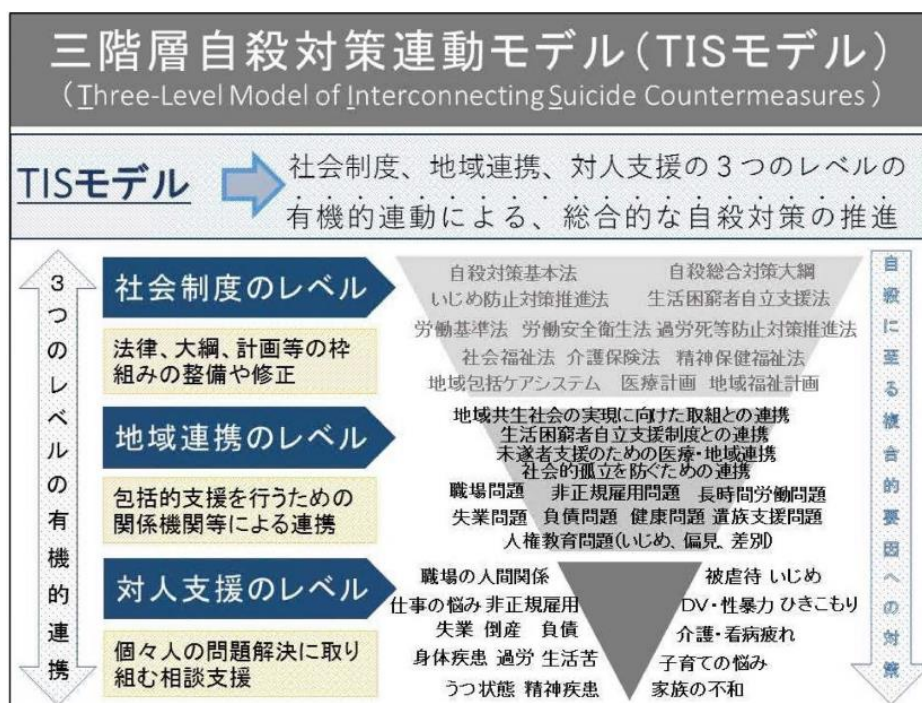
自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に関連する様々な分野で生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとされています。

- ア 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- イ 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- ウ 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。



出典：三階層自殺対策連動モデル「いのち支える自殺対策推進センター資料」

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、それに、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講ずる必要があります。加えて、「自殺の事前対応の更に前段階の取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った

人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、関係団体、企業、市民等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺者及び自殺未遂者、親族等の名誉や生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、市、民間団体等の自殺対策に関わる人が、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

2 施策体系

平川市の自殺対策は、国が定める地域自殺対策政策パッケージ※6において、全ての市町村が共通して実施することが望ましいとされている、6つの「基本施策」と、平川市における自殺の現状を踏まえて盛り込んだ、5つの「重点施策」で構成されています。

(1) 基本施策

「自殺総合対策大綱」に基づいて、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤的な取組です。

(2) 重点施策

国が定める地域自殺対策政策パッケージにおいて、平川市の自殺の実態を踏まえて重点的に推進する必要があると示された施策と、平川市における自殺の現状に関する分析（第2章）から、第1次計画から重点においていた「高齢者」「勤務・経営」「生活困窮者」に加え、今回の改定で新たに「子ども・若者」「女性」対策を追加しました。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない平川市

生きる支援施策

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 自死遺族等への支援の充実【新】
- 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育【新】

<重点施策>

- 1 高齢者対策
- 2 勤務・経営対策
- 3 生活困窮者対策
- 4 子ども・若者対策【新】
- 5 女性への対策【新】

※6 地域自殺対策総合政策パッケージとは

国が指定する「いのち支える自殺総合対策推進センター」において、都道府県及び市町村における地域自殺対策計画を策定する際に、盛り込むことが推奨される施策群について、その具体的な取組事例を合わせて提示することにより、地域自殺対策計画の円滑な政策を支援するものです。この地域自殺対策パッケージを踏まえ、地域自殺対策計画を策定することとされています。

3 基本施策

6つの基本施策

- 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策 3 市民への啓発と周知
- 基本施策 4 生きることの促進要因への支援
- 基本施策 5 自死遺族等への支援の充実【新】
- 基本施策 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育【新】

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携、協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
1	平川市自殺対策推進本部	部長級以上の職員により構成される本部会議を開催し、自殺対策の総合的な推進及び自殺対策に係る施策の調整を行います。	子育て健康課
2	平川市自殺対策ネットワーク会議	各部署の窓口担当課を中心に構成される会議を開催し、自殺の実態や情報交換を行い、多方面における支援の充実を図ります。	子育て健康課
3	平川市健康づくり推進協議会	保健、医療、福祉関係者や地域団体等で構成される協議会を開催し、自殺対策の推進のために必要な事項についての協議を行います。	子育て健康課
4	要保護児童対策地域協議会【新】	特定妊婦を含む、要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等と情報交換・連携・協力を行います。	子育て健康課
5	青森しあわせネットワーク	青森県内の社会福祉法人の社会貢献活動として、経済的援助や食料の提供、就労、社会参加活動の提供等により、具体的な解決を図ります。	社会福祉協議会 他
6	地域生活に関わるケースカンファレンス【新】	地域生活で困難な課題を抱える高齢者に対して、警察、病院など多職種の関係者と会議を開催します。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
平川市自殺対策推進本部会議の開催回数	年1回	年1回以上
平川市自殺対策ネットワーク会議の開催回数	年1回	年1回以上
要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催回数	年1回	年1回以上

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞くことで、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を育成します。自殺の要因は多岐にわたることから、地域や学校等、様々な場面で実施します。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
7	ゲートキーパー研修	自殺の危機がある方への具体的な声のかけ方や関わり方、関係機関へつなぐ方法を学び、誰もが安心して暮らせる地域づくりを担う人材を育成します。	子育て健康課
8	傾聴ボランティア養成事業	傾聴の姿勢や技術を学ぶ講座を実施します。	子育て健康課
9	教職員研修【新】	教職員を対象に自殺対策に関する研修を実施し、子どもが発するSOSに気付いた時には、学校内外の関係機関と連携し、当該児童生徒を早期に支援へとつなげられるような体制を整えます。	子育て健康課
10	市職員研修【新】	市役所職員を対象にメンタルヘルスや自殺対策に関する研修を実施します。	総務課
11	認知症サポーター養成事業【新】	認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく支援する認知症サポーターを養成します。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
ゲートキーパー研修の受講者数	延べ448人 (平成31年～令和4年)	延べ500人 (令和6年～令和10年)
傾聴ボランティアの養成者数(3年毎に実施)	延べ10人 (令和4年度実施)	延べ20人 (令和6年～令和10年)

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となりうる重大な問題であり社会全体の共通認識となるよう市民の理解の促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることが適当である」ことの意味を促進していきます。

自分のまわりにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守って行くという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を推進します。

(1) リーフレット等による啓発と相談窓口の周知

様々な機会を通して、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、青森県が作成した「こころの相談窓口ネットワーク相談先一覧」などのリーフレットを配布し周知活動を行います。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
12	こころの健康・自殺対策に関するリーフレットの配布	様々な機会を通して自殺対策の重要性と心の健康についての理解が深まるリーフレットを配布します。	子育て健康課
13	相談窓口の周知【新】	こころの相談の窓口等の案内について庁舎内の窓口に設置するほか、関係機関にリーフレットを配布します。	子育て健康課
14	自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動	各事業等を通して、広告入りのポケットティッシュを配布するほか、庁舎内に上り旗を立て自殺予防キャンペーンを実施します。	子育て健康課
15	成人式PR事業【新】	成人式に合わせて、こころの問題や相談先が記載されたリーフレットを配布し、若年層への相談先等の普及啓発を行います。	子育て健康課
16	教職員へのPR事業【新】	教職員全員に対して相談機関一覧等の配布を行います。	子育て健康課 指導課
17	児童生徒へ普及啓発カードの配布【新】	電話教育相談やチャイルドラインの普及啓発カードを児童・生徒に配布し、電話相談窓口の周知を図ります。	指導課

(2) 講演会・イベントの開催

自殺対策に関する市民の理解を広げるため講演会等を開催し、自殺や精神疾患に対する偏見をなくしていくとともに、自殺の危険を示すサインや対応方法について市民に普及啓発を行います。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
18	自殺予防普及啓発講演会	自殺予防について広く普及するよう、専門家による講演を実施します。	子育て健康課
19	各種健康教室【新】	市民の心の健康を保つため、運動や講話を組合せ、心身のリフレッシュを図ります。	子育て健康課

(3) 広報紙等を活用した啓発活動

自殺対策に関する理解を広げるために、広報紙やホームページ等を活用し普及啓発を行います。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
20	広報紙による周知啓発	総合相談日やこころの相談日を毎月掲載するほか、自殺予防に関する情報について広く周知します。	子育て健康課
21	ホームページによる周知活動	市ホームページに自殺対策事業や相談窓口等を掲載するほか、自殺関連の情報について随時、周知します。	子育て健康課

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
広報紙等による自殺対策の啓発回数	年12回	年12回以上
自殺予防普及啓発講演会の開催回数	年1回	年1回以上

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害因子（失業、多重債務、生活苦等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、問題対処能力等）」を増やす取組を通じ、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。そのため、相談体制の充実や居場所づくりなど、様々な分野において「生きることの包括的な支援」を推進します。

(1) 相談・支援体制の充実

様々な悩みを包括的に受け止め、適切な支援へとつなげるため、相談窓口の充実を図ります。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
22	総合相談	自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題などの生活相談と、こころの健康などの健康要因に関する相談を併せて行います。	子育て健康課
23	こころの相談	本人や家族のこころの悩みに関連した相談を受け、必要に応じて医療機関につなげます。	子育て健康課
24	健康相談	全てのライフステージにおいて健康づくりのための総合相談を行い、必要に応じて他の機関と連携を図ります。	子育て健康課
25	すくすく広場【新】	妊娠中および子育て中の方が、健やかに子どもを安心して生み育てることができるよう育児等の相談を受け、不安を軽減できるように支援します。	子育て健康課
26	子ども家庭相談	心身ともに健やかに育つよう、子どもに関する悩みや虐待などの相談に応じます。	子育て健康課
27	妊娠・出産相談支援事業【新】	妊娠期から子育て期までの様々な悩みに助産師・保健師が応じます。	子育て健康課
28	がん相談支援センターの周知【新】	がん患者や家族に対して病気や治療方法の一般的な説明から、専門医療機関や助成制度の紹介、不安や悩みなどを相談できるがん相談センターを周知します。	子育て健康課 がん相談支援センター
29	消費生活相談	契約のトラブル、多重債務等、消費生活に関する相談に応じます。	商工観光課 弘前市市民生活センター
30	納税相談	市民から納税などに関する相談を実施します。	税務課
31	滞納相談	税金、市営住宅家賃などを滞納している方に対し、窓口、または訪問による相談を実施し必要に応じて適切な窓口へと誘導します。	税務課 上下水道課 福祉課

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
32	窓口総合相談	各窓口において初期相談を受け付け、内容により適切な窓口へと案内します。	市民課 尾上総合支所 碓ヶ関総合支所 葛川支所
33	犯罪被害者等支援 【新】	犯罪等の被害者及び家族（遺族）への「心身への苦痛・不調・経済的等の損失・被害」に対し支援します。関係機関との情報共有・連携のほか、見舞い金支給、転居費用や心理相談料への助成を行います。	市民課
34	人権擁護事業	相談所の開設のほか、市民の人権意識を高めるための普及、啓発事業を実施します。	市民課
35	DV被害者支援	DVの防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DVの被害者への的確な支援を実施します。	福祉課 市民課 税務課
36	精神保健福祉士等による相談	市より委託された地域活動支援センターによる精神保健福祉に関する総合相談を実施します。	福祉課
37	障がい者相談	障がい者（児）及びその家族等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や障害福祉サービス等の利用について支援します。	福祉課
38	生活保護相談	相談者の状況を把握し、他法施策の活用等について助言を行うとともに、生活保護制度の仕組みについて説明を行います。保護申請の意思が確認された場合には申請手続きについて助言を行います。	福祉課
39	包括的支援事業（総合相談支援）【新】	高齢者が抱える様々な相談に応じ、ご本人やご家族への伴走型支援を行います。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター) 在宅介護支援センター(5か所)

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
40	認知症初期集中支援チーム【新】	認知症の疑いのある方を早期診断、早期対応に繋げるため、受診勧奨、介護サービスの利用勧奨、家族に対する支援等を行います。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)
41	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業【新】	75歳以上の方を対象にKDBシステム※7等により、医療機関受診歴、健診歴、介護サービス利用歴を確認し、保健師の訪問により適切な医療や介護サービス、通いの場などへつなげます。	税務課 子育て健康課 高齢介護課
42	ふれあい相談所	司法書士を相談員とした特別相談、弁護士による広域法律相談、社会福祉士資格を所持した社協職員による一般相談を実施します。	社会福祉協議会
43	生活困窮者自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱える方々に対し、相談支援員が相談を受け、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施します。	社会福祉協議会
44	日常生活自立支援事業(あっぷるハート)／権利擁護事業	高齢者や障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。また地域包括支援センター等関係機関と連携した取組を行います。	社会福祉協議会
45	成年後見サポートセンター事業／権利擁護事業	認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方々が、社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から成年後見人の受任まで総合的に支援します。	社会福祉協議会

※7 KDB(国保データベース)システムとは

国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して「統計情報」、「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

(2) こころの健康づくりの推進

自殺の要因として健康問題があります。定期的な健診を勧奨し事後指導や健康教育を通し、心身の不調に早期に気づき初期の段階で適切な支援につなげます。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
46	うつ病スクリーニング事業	対象者にこころの健康度自己評価票を配布、回収し、判定結果を通知します。陽性者には、保健師等が訪問または電話で状況確認し、抑うつ状態や自殺念慮が疑われる方には、対面相談等を実施し、継続フォローや必要に応じて医療機関への受診勧奨等適切な支援につなげます。	子育て健康課
47	産後うつ病スクリーニング	産後の育児不安や産後うつへの対応として保健師や助産師による家庭訪問を実施し、産後うつ病を早期発見し、適切に対応します。母親が抱えている問題を把握、支援するとともに、虐待の発生予防、早期発見につなげます。	子育て健康課
48	各種健（検）診【新】	疾病の早期発見、早期治療に向けて特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診等を実施します。	子育て健康課
49	特定保健指導【新】	特定健康診査の結果に応じて保健指導を行い、心身共に健康でいられるよう支援します。	子育て健康課
50	各種健康教室【再掲19】	市民の心の健康を保つため、運動や講話を組合せ、心身のリフレッシュを図ります。	子育て健康課

(3) 居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクがある人が地域とつながり、支援につながることをできるよう孤立を防ぐための「居場所づくり」を推進します。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
51	地域子育て支援拠点事業【新】	相互交流や活動の場を設け、子育て相談や情報提供、助言などの支援をし、子育て家庭等の居場所づくりを行います。	子育て健康課

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
52	放課後児童健全育成事業【新】	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後や長期休暇中に、保育所等が運営する放課後児童クラブで、適切な遊び及び生活の場を与え児童の健全な育成を図ります。	子育て健康課
53	傾聴サロン	傾聴を学ぶ傾聴ボランティア養成講座を修了した人が話し相手になって、気軽に話せる場として、傾聴サロンを開催します。	子育て健康課
54	認知症カフェ（オレンジカフェ）【新】	誰でも参加できる認知症に関する学習や情報交換等の場として、認知症カフェを開催します。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)
55	介護予防推進支援事業「通いの場」	高齢者を中心とした住民が集う「通いの場」を支援し、地域住民の交流を促進することで社会的孤立を防ぐと共に、生きがいつくりや健康保持、介護予防を図ります。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
傾聴サロンの参加者数	年12人	年20人
自殺したいと思ったことのある人の割合 (うつ病スクリーニングの自己評価票で、自殺を時々、かなり、常に考える人の集計)	5.1% (96人/1,873中)	減少

基本施策5 自死遺族等への支援の充実【新】

自死遺族は、大切な人と突然失ったことに対する深い悲しみと、周囲の誤った偏見等による苦しみを抱え、相談に至らないことや地域から孤立する可能性があります。遺族や周囲の人の苦しみや不安を軽減する取組を、関係機関とともに継続していく必要があります。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
56	自死遺族のための情報提供【新】	市ホームページや相談窓口等で自死遺族支援に対する情報の周知を図ります。	子育て健康課

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
57	遺族のためのリーフレットの作成・配布【新】	遺された方の、心や体の状態や相談窓口等が掲載された「大切な人を亡くされたあなたへ」のリーフレットを市民課及び各支所で配布します。	子育て健康課 市民課
58	自死遺族の「つどい」の周知【新】	身近な人を自死で亡くされた方が安心して胸の内を語り合える場として、青森県立精神保健福祉センターで開催される「つどい」を周知します。	精神保健福祉センター

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
遺族のためのリーフレットの作成・配布	実施している	実施する
自死遺族のための情報の周知		実施する

基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育【新】

児童生徒が命の大切さを実感できる教育とともに、社会に出て自立した後も、不安やストレスを抱えた時に対応できるような教育(SOSの出し方に関する教育)を実施し、対処方法や相談窓口を周知することで、児童生徒の自殺予防に取り組みます。

(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が「かけがえのない個人」として自己肯定感を高め、ともに尊重し合いながら生きていくことについて考え、困難なストレスに直面した時に、信頼できる大人に助けの声をあげられることを目指します。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
59	SOSの出し方教育【新】	児童・生徒が悩みやストレスを抱えた時の正しいSOSの出し方に関する取組を行います。	子育て健康課 指導課
60	児童生徒へ普及啓発カードの配布【再掲17】	電話教育相談やチャイルドラインの普及啓発カードを児童・生徒に配布し、電話相談窓口の周知を図ります。	指導課

(2) 教職員や保護者に対するSOSの受け止め方教育

児童生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるか等について、児童生徒と日々接している教職員や保護者に対して研修を行います。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
61	SOSの受け止め方教育【新】	大人が子どものSOSを受け止められるための取組を行います。	子育て健康課 指導課
62	教職員や保護者向けリーフレットの配布【新】	子どものSOSサインの捉え方や保護者自身の相談先について周知します。	子育て健康課

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
SOSの出し方／受け止め方教育を行った公立小中学校数		年3校
悩んだ困った時に「誰かに相談しよう」と思う児童生徒の割合		80%以上 (アンケート調査実施)

4 重点施策

5つの重点施策

- 重点施策 1 高齢者対策
- 重点施策 2 勤務・経営対策
- 重点施策 3 生活困窮者対策
- 重点施策 4 子ども・若者対策【新】
- 重点施策 5 女性への対策【新】

重点施策 1 高齢者対策

(1) 地域包括ケアシステムの構築・推進

住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・推進を通して、生活上の課題を抱える高齢者への生きることへの包括的支援を推進します。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
63	地域ケア推進会議【新】	個別ケース検討により抽出された、高齢者が在宅生活を継続するための地域課題を解決するため、専門職からなる地域ケア推進会議を開催し、必要な地域資源等について検討し、市に政策提言を行います。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)
64	介護予防・日常生活支援サービス事業【新】	介護予防や生活支援を必要とする高齢者のために、事業所等による訪問・通所型サービスを提供します。	高齢介護課
65	認知症地域支援・ケア向上事業【新】	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うとともに、認知症に関する知識の普及啓発、認知症カフェなどの企画、運営を行います。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)
66	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業【再掲41】	75歳以上の方を対象にKDBシステム等により、医療機関受診歴、健診歴、介護サービス利用歴を確認し、保健師の訪問により適切な医療や介護サービス、通いの場などへつなげます。	税務課 子育て健康課 高齢介護課

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
67	生活支援体制整備協議会【新】	高齢者に対して、日常生活の支援の充実・強化及び社会参加を促すため、生活支援サービスを担う関係者により生活支援体制整備協議会を開催します。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)
68	認知症サポーター養成講座【新】	認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく支援する認知症サポーターを養成します。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)
69	生活困窮者自立相談支援事業【再掲43】	生活に困りごとや不安を抱える方々に対し、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施します。	社会福祉協議会

(2) 相談・支援体制の充実

高齢者及びその家族を対象とした相談等の充実を図ります。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
70	包括的支援事業(総合相談支援)【再掲39】	高齢者が抱える様々な相談に応じ、ご本人やご家族への伴走型支援を行います。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター) 在宅介護支援センター(5か所)
71	認知症初期集中支援チーム【再掲40】	認知症の疑いのある方を早期診断、早期対応に繋げるため、受診勧奨、介護サービスの利用勧奨、家族に対する支援等を行います。	高齢介護課(平川市地域包括支援センター)
72	日常生活自立支援事業(あっぷるハート)／権利擁護事業【再掲44】	高齢者や障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。また地域包括支援センター等関係機関と連携した取組を行います。	社会福祉協議会
73	成年後見サポートセンター事業／権利擁護事業【再掲45】	認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方々が、社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から成年後見人の受任まで総合的に支援します。	社会福祉協議会

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
74	ふれあい相談所 【再掲42】	司法書士を相談員とした特別相談、弁護士による広域法律相談、社会福祉士資格を所持した社協職員による一般相談を実施します。	社会福祉協議会

(3) 高齢者の孤独・孤立を防ぐための居場所づくりと社会参画の推進

高齢者の生きがいづくりを促進し、高齢者が集い、孤独・孤立を防ぐための居場所の周知を図ります。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
75	傾聴サロン【再掲53】	傾聴を学ぶ傾聴ボランティア養成講座を修了した人が話し相手になって、気軽に話せる場として、傾聴サロンを開催します。	子育て健康課
76	各種健康教室 【再掲19】	市民の心の健康を保つため、運動や講話を組合せ、心身のリフレッシュを図ります。	子育て健康課
77	ひとり暮らし高齢者会食サービス事業 【新】	月1回の会食を通じ、参加者相互の交流を図るとともに生きがいの醸成と社会参加を促進します。	社会福祉協議会
78	認知症カフェ（オレンジカフェ） 【再掲54】	誰でも参加できる認知症に関する学習や情報交換等の場として、認知症カフェを開催します。	高齢介護課（平川市地域包括支援センター）
79	地域介護予防活動支援事業「通いの場」 【再掲55】	高齢者を中心とした住民が集う「通いの場」を支援し、地域住民の交流を促進することで社会的孤立を防ぐと共に、生きがいづくりや健康保持、介護予防を図ります。	高齢介護課（平川市地域包括支援センター）

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
包括的支援事業（総合相談）の件数	年1,365件	現状維持
地域介護予防活動支援事業「通いの場」の設置数	18か所	26か所以上

重点施策2 勤務・経営対策

(1) 勤務問題に対する相談体制の強化

勤務問題による自殺の背景には、仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、過重労働等があります。勤務・経営上の悩みを抱えた人が適切な相談先につながるよう相談窓口の周知を図ります。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
80	総合相談【再掲22】	自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題などの生活相談と、こころの健康などの健康要因に関する相談を併せて行います。	子育て健康課
81	消費生活相談【再掲29】	契約のトラブル、多重債務等、消費生活に関する相談に応じます。	商工観光課 弘前市市民生活センター
82	経営相談会【新】	21あおもり産業総合支援センターとの共催により、市内の小規模事業者や中小企業経営に関する相談会を行います。	商工観光課

(2) 労働者や家族に対する心身の健康づくりの推進

関係機関等と連携し、勤務問題による自殺リスクの軽減に向けたメンタルヘルス対策の推進を図ります。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
83	うつ病スクリーニング事業【再掲46】	対象者にこころの健康度自己評価票を配布、回収し、判定結果を通知します。陽性者には、保健師等が訪問または電話で状況確認し、抑うつ状態や自殺念慮が疑われる方には、対面相談等を実施し、継続フォローや必要に応じて医療機関への受診勧奨等適切な支援につなげます。	子育て健康課
84	自殺予防普及啓発講演会【再掲18】	自殺予防について広く普及するよう、専門家による講演を実施します。	子育て健康課
85	各種健康教室【再掲19】	市民の心の健康を保つため、運動や講話を組合せ、心身のリフレッシュを図ります。	子育て健康課

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
勤務問題を理由とする自殺者数	年0人	現状維持
うつ病スクリーニング事業の働き盛り(30歳～60歳)の方の回答者数の割合	66% (1,246人/1,873人中)	68%以上

重点施策3 生活困窮者対策

(1) 相談窓口の充実

生活困窮や無職、失業状態にある方は、単に経済的な問題だけでなく、健康問題や人間関係等、様々な問題を抱え自殺のリスクが高い傾向にあります。関係機関と連携し相談支援等の充実を図ります。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
86	生活困窮者自立相談支援事業【再掲43】	生活に困りごとや不安を抱える方々に対し、相談支援員が相談を受け、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施します。	社会福祉協議会
87	納税相談【再掲30】	市民から納税などに関する相談を実施します。	税務課
88	滞納相談【再掲31】	税金、市営住宅家賃などを滞納している方に対し、窓口、または訪問による相談を実施し必要に応じて適切な窓口へと誘導します。	税務課 上下水道課 福祉課
89	広域法律相談所	弁護士を相談員に、平川市、大鰐町、田舎館村、藤崎町、板柳町、西目屋村の社会福祉協議会が輪番で法律相談所を開設します。	社会福祉協議会 他
90	生活保護相談【再掲38】	相談者の状況を把握し、他法施策の活用等について助言を行うとともに、生活保護制度の仕組みについて説明を行います。保護申請の意思が確認された場合には申請手続きについて助言を行います。	福祉課

(2) 生活支援の充実

経済面や生活面の支援を含めた包括的な支援を推進します。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
91	就学援助費（要保護、準要保護）	経済的理由により、就学困難な児童、生徒に対し、給食費や学用品等を補助します。	学校教育課
92	奨学金貸与【新】	経済的理由によって就学が困難な人に対して、奨学金を貸与します。	学校教育課
93	生活福祉資金貸付	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の申請窓口として、低所得者等の資金貸付に関する相談を実施します。	社会福祉協議会
94	たすけあい資金貸付	低所得者の自立支援と世帯更生を目的に生活資金の貸付けを実施します。	社会福祉協議会
95	良かったらどうぞボックス【新】	食べきれない食品や未使用、新古品の文房具や日用品の雑貨を寄贈していただき、それらを必要としている人に渡します。	社会福祉協議会
96	児童扶養手当【新】	子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉増進を図るための手当を支給します。	子育て健康課
97	ひとり親家庭等医療費の助成【新】	ひとり親家庭等の健康の保持と福祉の推進を図るため、医療費の助成を行います。	子育て健康課
98	母子家庭等自立支援給付金事業【新】	就労に結び付く資格取得を支援することにより経済的に安定した生活を送れるように費用の一部を助成します。	子育て健康課
99	市営住宅の紹介【新】	住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で入居を案内します。	福祉課
100	生活保護	要保護者に対し必要に応じ生活扶助、医療扶助、介護扶助等を実施します。	福祉課

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数	年53件	減少
生活困窮者自立支援相談のうち就労に結び付いた割合	11.3% (6件/53件中)	13%以上

重点施策4 子ども・若者対策【新】

(1) 相談窓口の周知と相談体制の強化

若年層の悩みの解決に向けた相談窓口を周知するとともに相談体制の充実を図ります。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
101	子ども家庭相談 【再掲26】	心身ともに健やかに育つよう、子どもに関する悩みや虐待などの相談に応じます。	子育て健康課
102	児童虐待相談（就学児童）	児童生徒の些細な変化を見逃さないよう、学校と連絡を密にし、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら支援します。	指導課
103	教育相談	子どもの教育上の悩みや心配事に関し、教育相談員が対面相談を実施します。仕事の都合や家庭の事情等で来庁できない場合には、電話相談も実施します。	指導課
104	いじめ相談	いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防が図られるよう、各校と連携を図りながら、一人ひとりの状態に応じて支援します。	指導課
105	非行相談	問題行動の未然防止を含めた児童、生徒の健全育成のために、きめ細やかな相談を実施します。	指導課
106	特別な支援を要する児童・生徒に対する支援・相談	特別な支援を要する児童、生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの状態に応じたきめ細かな相談を実施します。	指導課

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
107	不登校児童生徒の支援・相談	不登校児童生徒（市内小中学校）を主な対象としたステップルーム（適応指導教室）を設置し、集団再適応、自立を援助する学習・生活指導を実施します。また、不登校児童生徒の保護者に対する相談を実施します。不登校対策として、学校やスクールカウンセラー等との連携を図ります。	指導課
108	要保護児童対策地域協議会【再掲4】	特定妊婦を含む、要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等と情報交換・連携・協力を行います。	子育て健康課
109	ヤングケアラー対策事業	本来、大人が担うと想定されている、親や祖父母、きょうだいなどの世話や介護などを日常的に行っている「ヤングケアラー」の認知度の向上と支援に向けた相談支援の構築を図ります。	子育て健康課
110	就労支援	就労に関する悩みを抱えている15歳から49歳までの方に対し「働く準備から職場定着するまで」を全面的にバックアップする「地域若者サポートステーション」を周知します。	子育て健康課 ひろさき若者サポートステーション
111	就学援助費（要保護、準要保護）【再掲91】	経済的理由により、就学困難な児童、生徒に対し、給食費や学用品等を補助します。	学校教育課
112	奨学金貸与【再掲92】	経済的理由によって就学が困難な人に対して、奨学金を貸与します。	学校教育課

（２）正しい知識の普及啓発

児童・生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であり、児童・生徒や教職員に対する自殺予防に資する教育や普及啓発が重要です。若年層への正しい知識の普及啓発と、学校や家庭、地域におけるこどものSOSや悩みを受け止める取組を推進します。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
113	思春期教室	思春期の特徴や心と体の発達等の正しい知識を普及し、自分と相手を大切に育つ心をはぐくみます。	子育て健康課

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
114	SOSの出し方教育【再掲59】	児童・生徒が悩みやストレスを抱えた時の正しいSOSの出し方に関する取組を行います。	子育て健康課 指導課
115	SOSの受け止め方教育【再掲61】	大人が子どものSOSを受け止められるための取組を行います。	子育て健康課 指導課
116	成人式PR事業【再掲15】	成人式に合わせて、こころの問題や相談先が記載されたリーフレットを配布し、若者層への相談先等の普及啓発を行います。	子育て健康課
117	児童生徒への普及啓発カードの配布【再掲17】	電話教育相談やチャイルドラインの普及啓発カードを児童・生徒に配布し、電話相談窓口の周知を図ります。	指導課

【成果指標】

指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
子ども家庭相談の相談件数	年409件	増加
思春期教室の開催回数	年4回	年4回以上

重点施策5 女性への対策【新】

(1) 妊産婦への支援の充実

妊娠中から産後は、子育てへの不安や生活環境の変化から精神的に不安定になりやすい時期です。子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、産後うつ予防を図る観点から産後の早い段階から支援を行います。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
118	要保護児童対策地域協議会【再掲4】	特定妊婦を含む、要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等と情報交換・連携・協力を行います。	子育て健康課
119	伴走型相談支援	子育て世代包括支援センターにおいて妊娠期から子育て期までの様々な悩みに対し、保健師・助産師が電話や面談で相談に応じます。	子育て健康課

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
120	産前産後ケア	産前産後の体調や育児に不安がある人に助産師等の専門職が、母親への身体面及び心理面のケアや育児相談に応じます。	子育て健康課
121	パパママ教室	妊娠・出産・育児に関する情報提供や妊娠出産に伴うホルモン変動と産後うつについての紙芝居も取り入れ、産後のメンタルヘルスの強化を行います。	子育て健康課
122	すくすく広場 【再掲25】	妊娠中および子育て中の方が、健やかに子どもを安心して生み育てることができるよう育児や離乳食等を学び、不安を軽減できるように支援します。	子育て健康課
123	こんにちは赤ちゃん事業／乳幼児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか子育てに関する情報提供を行います。	子育て健康課
124	産後うつ病スクリーニング【再掲47】	産後の育児不安や産後うつへの対応として保健師や助産師による家庭訪問を実施し、産後うつ病を早期発見し、適切に対応します。母親が抱えている問題を把握、支援するとともに、虐待の発生予防、早期発見につなげます。	子育て健康課
125	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査時に、子育てに関する悩みや心配事について状況を把握し、母親の負担や不安感の軽減を図るため、関係機関と連携して支援を行います。	子育て健康課
126	出産・子育て応援給付金支給	全ての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じる面接等の伴走型相談支援を実施するとともに、出産・子育ての経済的負担を軽減するため、妊娠時と出産後にそれぞれ応援金を支給する経済的支援を行います。	子育て健康課

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
127	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童等について児童養護施設等に入所させ、必要な保護その他の支援を行います。	子育て健康課 弘前乳児院
128	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、家庭訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。	子育て健康課
129	地域子育て支援拠点事業【再掲51】	相互交流や活動の場を設け、子育て相談や情報提供、助言などの支援をし、子育て家庭等の居場所づくりを行います。	子育て健康課

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用問題や孤独・孤立の不安の増大、配偶者からの暴力等、女性特有の支援を踏まえ、多様なニーズに対応できる相談窓口を周知します。

事業番号	取組・事業名	事業内容	担当課
130	DV被害者支援【再掲35】	DVの防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DVの被害者への的確な支援を実施します。	福祉課 市民課 税務課
131	あおもり女性相談窓口の周知	女性の困り事や悩み事に関する相談・支援窓口が掲載されている「あおもり女性相談窓口」を周知します。	子育て健康課

【成果指標】

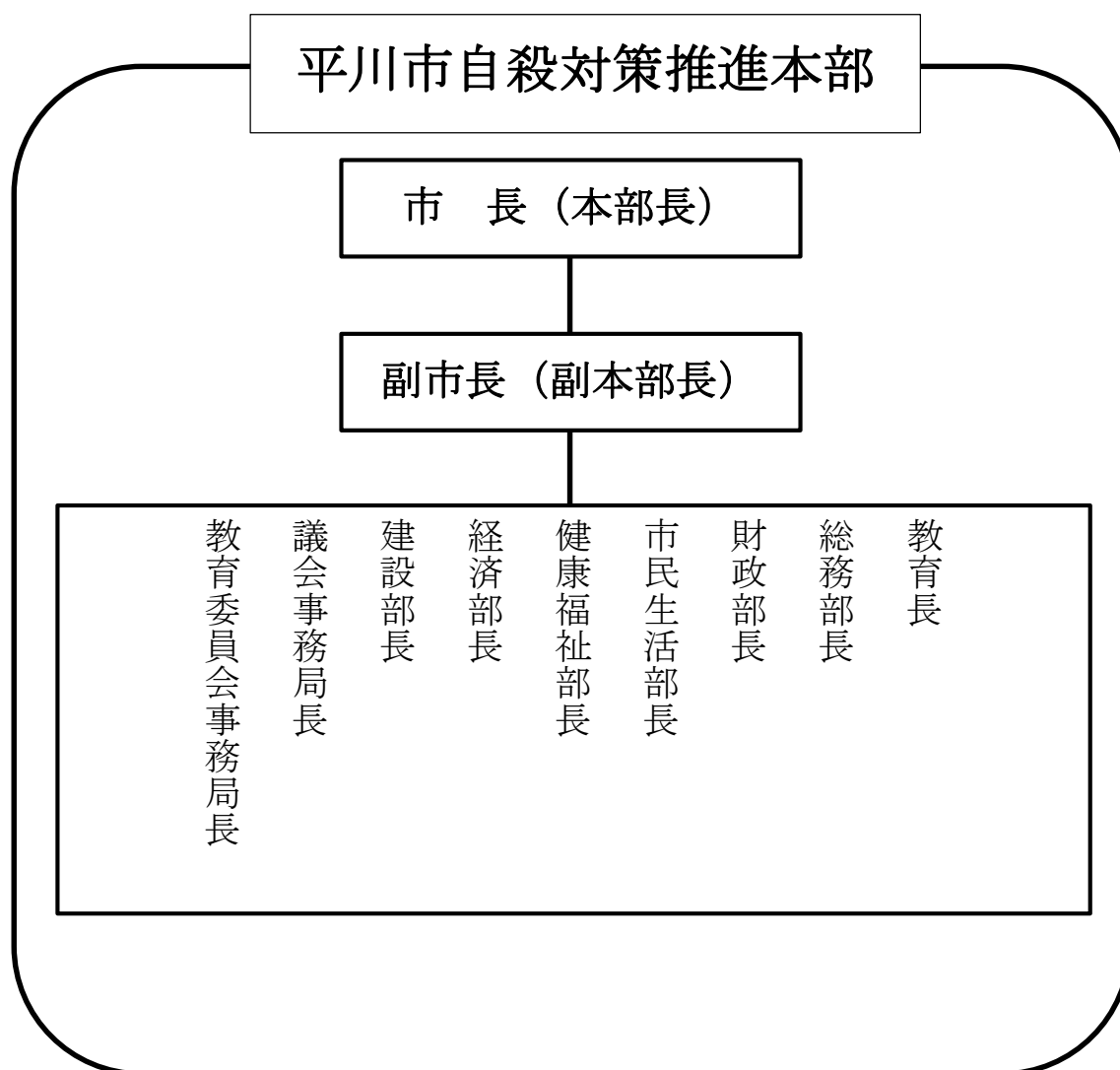
指標名	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
特定妊婦の人数	年0人	現状維持
「エジンバラ産後うつ病」スクリーニングにおける高得点者のケース検討会議の開催回数	年11回	減少
虐待通告による緊急受理会議の開催回数	年7回	減少

第5章 計画の推進体制

本計画に掲げた基本施策、重点施策等の事業内容の実施状況については、毎年度「平川市自殺対策ネットワーク会議」内で情報収集及び情報共有を行い、「平川市自殺対策推進本部」及び「平川市健康づくり推進協議会」内で随時報告し、市を挙げて自殺対策を推進していきます。

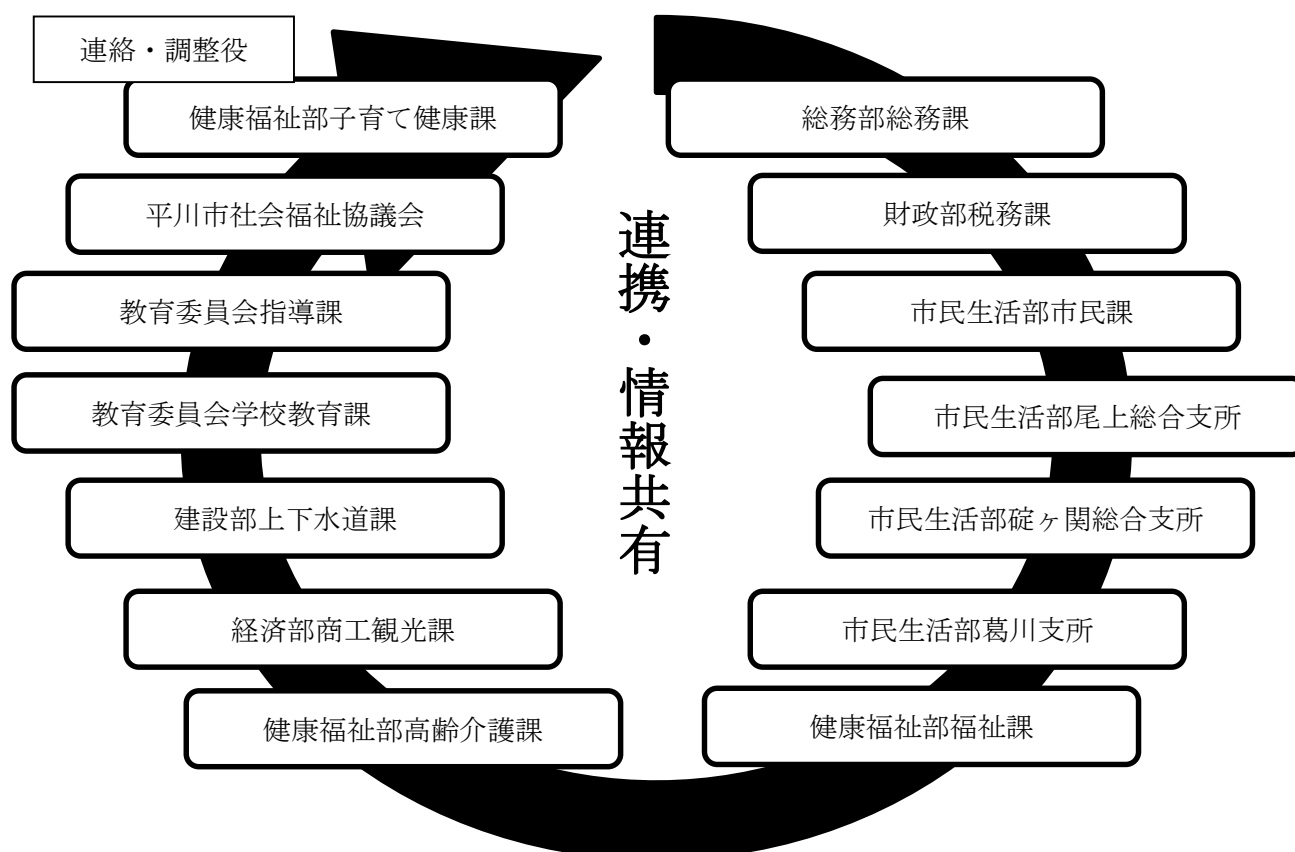
1 自殺対策の推進体制

(1) 平川市自殺対策推進本部の体制



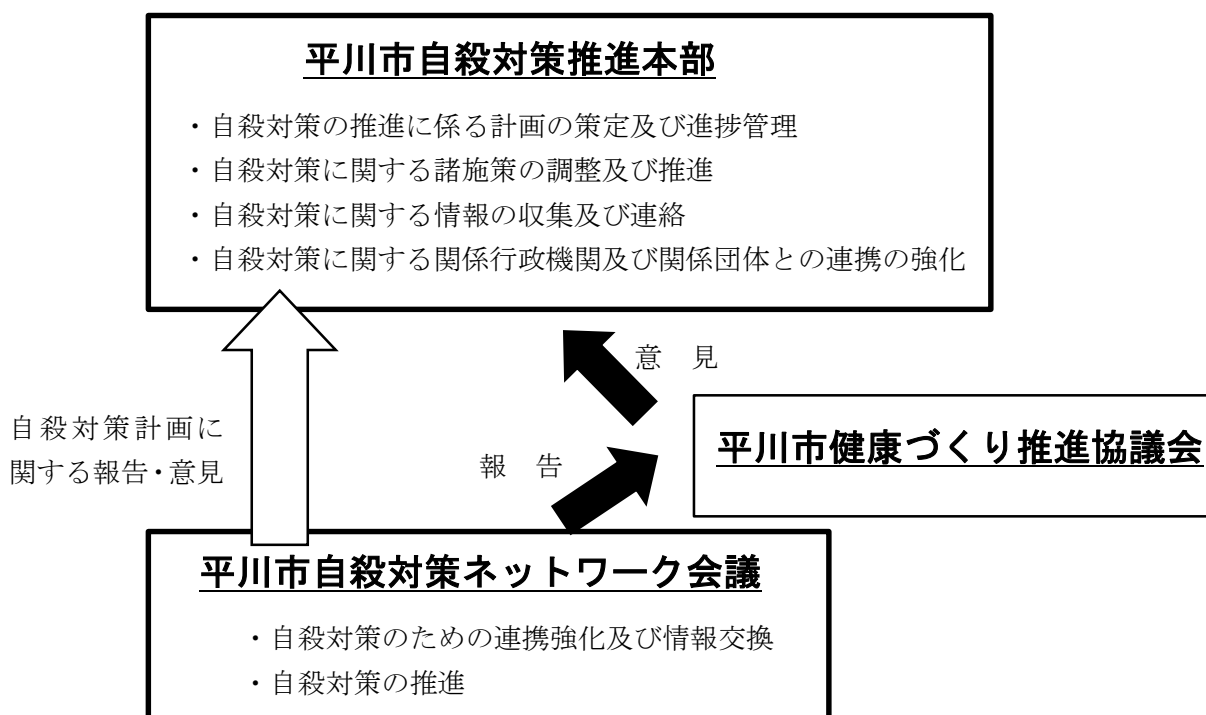
(2) 平川市自殺対策ネットワーク会議の体制

平川市自殺対策ネットワーク会議



注) 平川市自殺対策ネットワーク会議は、基本的に窓口部署間の連携、情報共有の目的ため、窓口を有する部署を中心に招集しますが、必要に応じて他部署とも連携を図り、情報収集を行います。

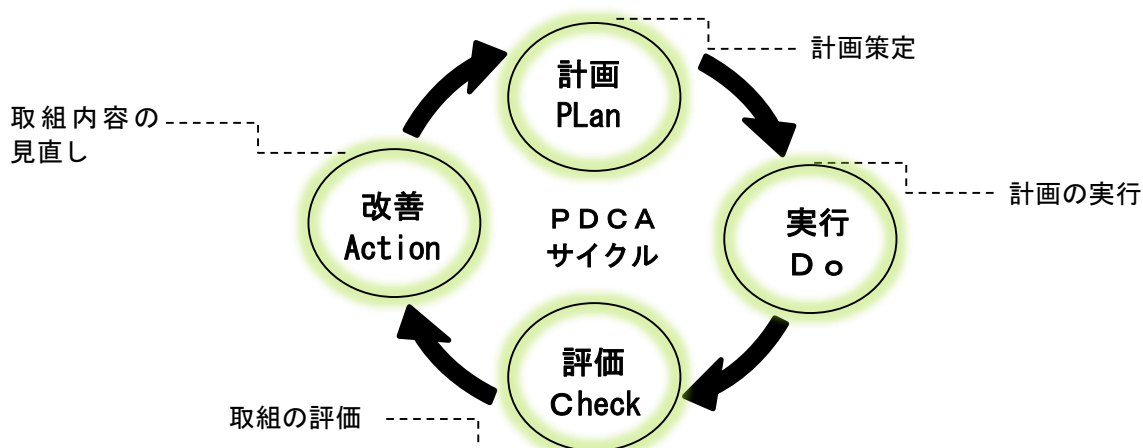
(3) 各団体との関わり



2 計画の進捗管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。

進捗状況の管理については、毎年1回、本計画の内容に基づき「確認シート」を用いて各課事業の実施状況及び目標の達成状況等の把握を行い、必要に応じて、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。



資 料

- 1 平川市自殺対策推進本部設置要綱
- 2 平川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱
- 3 平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例
- 4 平川市健康づくり推進協議会規則

平川市自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、平川市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び各部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(自殺対策ネットワーク会議)

第6条 所掌事務の専門的な検討及び調査を行わせるため、本部に自殺対策ネットワーク会議を置く。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、健康福祉部子育て健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

平川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、平川市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は子育て健康課長とする。
- 3 副議長は子育て健康課長補佐とし、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次に掲げる課及び団体の長とする。ただし、会議に出席できない場合は代理出席を認めるものとする。
 - (1) 総務部総務課
 - (2) 財政部税務課
 - (3) 市民生活部市民課
 - (4) 市民生活部尾上総合支所
 - (5) 市民生活部碓ヶ関総合支所
 - (6) 市民生活部葛川支所
 - (7) 健康福祉部福祉課
 - (8) 健康福祉部高齢介護課
 - (9) 経済部商工観光課
 - (10) 建設部上下水道課
 - (11) 教育委員会学校教育課
 - (12) 教育委員会指導課
 - (13) 平川市社会福祉協議会

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部子育て健康課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例

平成27年9月18日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康づくりに関する基本的な事項を定め、市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者及び市の協働による健康づくりを推進することにより、市民の健康増進を図り、もって市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる健康長寿のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 町会及び市内において活動を行う市民で構成された団体をいう。
- (2) 教育機関等 市内の小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所及び認定こども園をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。
- (4) 保健医療福祉関係者 市内において保健、医療及び福祉を提供する団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが自分の健康は自分で守ることを自覚し、健康を管理する能力の向上を図るとともに、主体的に健康づくりに取り組むこと。
- (2) 市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して健康づくりに取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民、地域団体、教育機関等、事業者、保健医療福祉関係者の意見を反映させ、相互に連携して取り組むために必要な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりに関する知識と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、地域、教育機関、職場等において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域の健康づくりを推進するため、健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第7条 教育機関等は、健康づくり活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、児童及び生徒に対する健康教育の充実に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、従業員の健康診断、検診の受診促進及び健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市が実施する健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第9条 保健医療福祉関係者は、保健指導、健康診断、介護予防、治療その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けることができるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

(健康づくりの推進)

第10条 市は、市民の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 栄養及び食生活に関すること。
- (2) 身体活動及び運動に関すること。
- (3) たばこ及びアルコールに関すること。
- (4) 保健指導、健康診断、がん検診等の疾病対策に関すること。
- (5) 歯及び口腔に関すること。
- (6) 心の健康づくりに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項

(自主的な健康づくりのための環境整備)

第11条 市は、健康づくりのための環境の整備を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 健康づくり活動を行う団体等への支援に関すること。
- (2) 健康知識を養うための教育及び研修の場の提供に関すること。
- (3) 運動の習慣化を促進するために必要な環境の整備に関すること。
- (4) 安心かつ安全な食材等の提供及び健康に配慮した食環境の整備に関すること。
- (5) 生涯にわたる健康づくりのための地域交流及び社会参加ができる環境の整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくり環境を整備するために必要な事項

(人材育成及び活用)

第12条 市は、健康づくり施策を推進するため、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用を図るものとする。

(健康づくり推進協議会)

第13条 市民の健康づくりの推進に関する事項を調査審議するため、平川市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、健康づくり関係団体及び関係者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第13条第3項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。
- 3 この条例の施行の日以降最初に委嘱された協議会委員の任期は、第13条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月20日までとする。

平川市健康づくり推進協議会規則

平成18年1月1日

規則第106号

(趣旨)

第1条 この規則は、平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例（平成27年平川市条例第31号。以下「条例」という。）第13条第6項の規定に基づき、平川市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 条例第13条第3項に規定する健康づくり関係団体及び関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 保健医療福祉関係者
- (2) 地域団体及び事業者の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

(役員及び任務)

第3条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、市長の要請により、又は委員3分の1以上の要請があった場合、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が当たるものとする。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(所掌事項)

第5条 協議会は、近年の社会環境の著しい変化に伴い、母子保健、生活習慣病予防、老人保健、健康増進等、保健需要の増大と多様化に即応するため、次の事項を調査審議する。

- (1) 公衆衛生その他の関連分野を包括した総合的な保健計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地域の特性、保健需要等の調査活動に関すること。
- (3) 健康教育の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て健康課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月18日規則第23号)

この規則は、平成27年10月25日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

いのち支える 第2次平川市自殺対策計画

発行年月 令和6年(2024年)3月

発行 平川市

〒036-0104

平川市柏木町藤山25番地6

TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-0068

URL <http://www.city.hirakawa.lg.jp>

編集 健康福祉部 子育て健康課

この印刷物は100部作成し、印刷経費は1部あたり990円(税込)です。